

政策評価に関する有識者会議 開催要綱

平成 1 5 年 9 月
厚生労働省政策統括官決定
平成 1 8 年 2 月 改正
平成 2 0 年 2 月 改正
平成 2 3 年 3 月 改正
令和 2 年 8 月 改正
令和 3 年 3 月 改正
令和 4 年 6 月 改正

1 趣旨

政策評価については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）や「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）において、学識経験を有する者の知見を活用することが求められている。これらに基づき策定された「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を踏まえ、厚生労働省が行う政策評価の客観性及び有効性を高めることを目的として、専門家の参集を求め、政策評価に関する助言等を得るため、「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2 検討事項

有識者会議においては、次に掲げる事項を中心として検討を行う。

- (1) 厚生労働省の政策評価の実施に関する基本的な方針について
 - ① 基本計画の策定又は変更
 - ② 厚生労働省における事後評価の実施に関する計画の策定又は変更
- (2) 厚生労働省の政策体系で定める施策目標の実績評価について
- (3) 厚生労働省内で分野横断的に実施している政策の総合評価について
- (4) その他

3 構成

有識者会議は、政策統括官（総合政策担当）が別紙の有識者の参集を求めて開催する。なお、有識者会議の参集者は、基本計画の計画期間を参考に定期的に見直す。

4 運営

- (1) 有識者会議は、2の(2)に掲げる検討事項については、基本計画の規定に基づき、有識者会議の下に設置する「政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）において検討を行い、ワーキンググループの意見をもって有識者会議の意見とすることができる。
- (2) 有識者会議は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開するほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 有識者会議の庶務は、厚生労働省政策統括官付（総合政策担当）政策立案・評価担当参事官室において行う。

(別紙)

政策評価に関する有識者会議 参集者名簿

	井深 陽子	慶應義塾大学経済学部教授
	岩佐 嘉彦	弁護士
	岩崎 香	早稲田大学人間科学学術院教授
	印南 一路	慶應義塾大学総合政策学部教授
	大西 達夫	弁護士
座長	菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
	玄田 有史	東京大学社会科学研究所長
	佐藤 好美	産経新聞社 論説委員
	新保 美香	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授
	田宮 菜奈子	筑波大学医学医療系ヘルスリサーチ分野教授 ヘルスサービス開発研究センター センター長
	新田 秀司	一般社団法人 日本経済団体連合会労働政策本部長
	平野 隆之	日本福祉大学大学院特任教授
	藤森 克彦	日本福祉大学福祉経営学部教授・みずほリサーチ&テクノロジーズ 主席研究員
	松浦 民恵	法政大学キャリアデザイン学部教授
	皆川 宏之	千葉大学大学院社会科学研究院教授
	宮崎 美砂子	千葉大学大学院看護学研究院教授
	村上 陽子	日本労働組合総連合会副事務局長

五十音順 敬称略